令和7年(2025年)1月31日(金)
令和6年度第3回越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

資料1-1

第４次地域福祉計画の施策体系（案）について

越谷市 地域共生部 地域共生推進課

目　　次

01｜前回会議の振り返り

02｜４次計画の施策体系(案)について

03｜今後の予定

前回会議の振り返り｜基本理念と将来像

（1）基本理念　⇒　一部修正

前回案

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、
人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する

地域福祉専門分科会における、「福祉憲章の各項目に共有して使用する「ともに」を取り入れることで「地域共生社会」がより強調されるのでは」との意見を受け、一部修正

修正案

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、
人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する

「ともに」を追加

（2）地域福祉の将来像　⇒　現行計画から継承

前回案

地域の新たな支え合い
～いきいきと暮らせる福祉のまち　越谷～

市民ニーズや地域課題が多様化する中、常に新たな支え合いを検討・構築する考え方は普遍

前回会議の振り返り｜計画骨子

（３）基本目標と基本方針　⇒　事務局案のとおり決定

基本理念	将来像	現行（第３次）	次期（第４次）		
すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する	地域の新たな支え合い ～いきいきと暮らせる福祉のまち　越谷～	**【基本目標１】市民の主体的参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します**	**【基本目標１】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します**	拡充	地域活動の担い手に関することを整理
		（基本方針1-1）一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり	（基本方針1-1）一人ひとりが互いに尊重し合い地域で活躍できる機会づくり		
		（基本方針1-2）みんながつながりをもてる地域づくり	（基本方針1-2）みんなが役割やつながりをもてる地域づくり	拡充	
			（基本方針1-3）必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり	拡充	
		【基本目標２】適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します	**【基本目標２】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します**	拡充	支援体制に関することを整理
		（基本方針2-1）連携・協働による支援の輪づくり	（基本方針2-1）多様な生活課題への支援に向けた体制づくり		
		（基本方針2-2）社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり	（基本方針2-2）社会的な孤独・孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり	拡充	
		（基本方針2-3）福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり			
		【基本目標３】一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります	**【基本目標３】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります**	拡充	行政主導の取組を整理
		（基本方針3-1）多様な生活課題への支援に向けた体制づくり	（基本方針3-1）福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり	更新	
		（基本方針3-2）福祉のまちづくり	（基本方針3-2）福祉のまちづくり		

4次計画の施策体系(案)について｜基本的な考え方の確認

❑ 第4次地域福祉計画の施策体系検討に向けた基本的な考え方

- 現行の社会福祉法における**地域共生社会に関する内容は3次計画に概ね反映済み。**
- 4次計画については、**3次計画をベース**に、**3次計画策定以降の法改正**や**社会変化**、**基礎調査結果**等を踏まえ、**バージョンアップ（強化・充実）**を図る。

４次計画の施策体系(案)について｜検討に向けた各種要素

３次計画における課題

【基本目標１】
- **地域活動に対する支援の充実**を図り、**対面のみに依存しない方法**を検討

【基本目標２】
- 支援を必要とする方が適切な支援につながるため、**支援に関する周知方法を強化**

【基本目標３】
- **すべての対象者が支援につながるための支援の充実**や、**対象者や市民への周知を強化**

法改正等の社会変化

- **重層的支援体制整備事業**の開始
- **ケアラー・ヤングケアラー支援**の充実
- **孤独・孤立対策**推進法の制定
- **居住支援**の充実

基礎調査を踏まえたキーワード

【基本目標１】代表的なキーワード「**誰もが地域で活躍できる場や機会の充実**」
- 「多様な主体」「助け合える関係」「役割」「人財確保」「活動・活躍の場」「団体のＰＲ」「居場所」

【基本目標２】代表的なキーワード「**支援体制の強化**」
- 「連携・協働」「孤独・孤立」「つながり」「相談体制」「課題の解決」「伴走型支援」

【基本目標３】代表的なキーワード「**情報発信の充実**」
- 「行政や社協への期待」「防災・防犯」「生活しやすいまち」「福祉サービスの質」「居住支援」

4次計画の施策体系(案)について ｜主な整理のポイント

➢ 目標ごとの考え方をあらためて整理

基本目標１：地域活動の担い手に関すること
⇒**市民や地域活動団体だけでなく、企業等の多様な主体を追加**

基本目標２：支援体制の充実に関すること
⇒**重層事業、孤独・孤立対策、ケアラー支援を整理**

基本目標３：行政主導の取組に関すること
⇒**公的制度や福祉分野以外の福祉的サービスなどを整理**

➢ 各種要素を踏まえて、３次計画の施策体系を更新

内容の拡充、**文言の整理**など

➢ 表現の整理

基本目標：**～します** ／ 基本方針：**～づくり** ／ 施策：**体言止め**

参　　考 ｜主な取組(4次施策体系(案)ベース)　1/3

【基本目標1】多様な主体の参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します		
(基本方針1-1)一人ひとりが互いに尊重し合い地域で活躍できる機会づくり		
施策1-1-1　市民の地域福祉に対する関心と地域の課題解決力の向上	・地区版福祉SOSゲームの周知・啓発 ・福祉に関する出張講座の開催 ・各種学級講座の実施 ・市内大学と連携した講座の実施	・小中学校における福祉教育の推進 ・人権啓発の推進 ・男女共同参画の推進 ・多文化共生の地域づくりの推進
施策1-1-2　地域で活躍する人財の確保と育成	・ボランティア活動の促進 ・民生委員・児童委員の担い手確保 ・地域支え合い推進員の養成 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・担い手養成研修の実施 ・介護予防・フレイル予防に向けた取り組みの推進 ・自殺予防ゲートキーパー研修の実施	・食生活改善推進員の養成 ・循環型生涯学習社会の担い手育成の支援 ・日本赤十字社が行う相互扶助活動への協力 ・地域支え合い会議の充実 ・介護支援ボランティア制度の推進 ・ファミリー・サポート・センターの充実
(基本方針1-2)みんなが役割やつながりをもてる地域づくり		
施策1-2-1　地域における交流や多様な活動の場の充実	・高齢者等の交流の場づくりの推進 ・障がい者の交流の場づくりの推進 ・子育て世代の交流の場づくりの推進	・多世代の交流の場づくりの推進 ・「ふれあいの日」を通じた地域交流の促進 ・放課後子ども教室事業の推進
施策1-2-2　地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実	・自治会への加入促進・啓発 ・民生委員・児童委員への活動支援 ・日本赤十字社奉仕団への活動支援 ・障がい者ボランティア団体等への活動支援 ・住民主体によるサービス実施団体への支援 ・自治会への活動支援 ・コミュニティ推進協議会への活動支援	・市民活動団体の育成・活動支援 ・子育て支援サークル運営団体に関する周知 ・子ども食堂運営団体に関する周知 ・子ども会育成連絡協議会への活動支援 ・学校応援団への活動支援 ・PTA連合会への活動支援 ・社会福祉法人の地域公益活動の促進
(基本方針1-3)必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり		
施策1-3-1　身近な地域における連携強化	・地域福祉に係わる関係団体の交流・連絡の機会の創出 ・地域包括支援ネットワークの推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・子育て支援ネットワークの推進	・社会福祉審議会の開催・運営 ・社福法人、社協、民間団体等との連携強化 ・市内大学との連携 ・企業との包括連携協定の推進

参　　考 ｜主な取組(4次施策体系(案)ベース)　2/3

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します		
(基本方針2-1)多様な生活課題への支援に向けた体制づくり		
施策2-1-1　複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実	・生活困窮者自立支援事業の推進 ・自殺対策事業の推進 ・ひきこもり支援体制の構築 ・レスパイトサービスの利用促進	・DV被害者支援と児童虐待との連携強化 ・子どもの学習・生活支援の充実 ・地域生活支援拠点等の整備 ・再犯防止推進計画の事業推進
施策2-1-2　適切な支援につなぐための庁内外の連携強化	・庁内連携会議の設立・運営	・地域共生社会に関する庁内研修会の実施
(基本方針2-2)社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり		
施策2-2-1　身近な地域で相談できる場や機会の充実	・民生委員・児童委員による見守りの充実 ・オレンジカフェの設置 ・まちかど介護相談薬局の充実 ・乳幼児育児相談、家庭訪問の充実 ・なんでも相談窓口の充実 ・基幹相談支援センターの設置 ・障がい者等相談支援センターの充実 ・地域包括支援センターの充実	・子ども家庭総合支援拠点の設置 ・児童発達支援センターでの発達相談事業の充実 ・母子家庭等相談事業の充実 ・青少年相談室の充実 ・子育て世代包括支援センターの充実 ・女性・DV相談支援センターの充実 ・消費生活相談事業の充実 ・教育相談事業の充実
施策2-2-2　支援が必要な人を把握するための連携強化	・民生委員・児童委員との連携・協力体制の強化 ・地域ケア会議の運営	・障害者地域自立支援協議会の運営 ・要保護児童対策地域協議会の運営
施策2-2-3　権利擁護と虐待防止ための仕組みの充実	・成年後見制度の利用促進 ・市民後見人の養成 ・障がい者の権利擁護の推進	・高齢者の権利擁護の推進 ・子どもの権利擁護の推進

参　　考 ｜主な取組(4次施策体系(案)ベース)　3/3

【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります		
(基本方針3-1)福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり		
施策3-1-1　必要な情報を届けるための情報発信の充実	・広報こしがや、市HP、各種行事等を通じての福祉に関する啓発・広報活動の実施 ・広報媒体等を活用した積極的なPR活動の実施 ・制度説明会・講習会の積極的な開催	・手話通訳者・要約筆記者の派遣 ・「こしがや子育てネット」を通じた子育て情報の提供 ・多言語による情報発信(コシガヤメッセンジャー)
施策3-1-2　福祉サービスの質の向上	・第三者評価システムの活用促進 ・福祉施設・事業所への指導の実施 ・介護フェスタ等を通じた福祉人材の確保	・福祉保健オンブズパーソン制度の推進 ・社会福祉施設等における苦情解決制度の活用促進
(基本方針3-2)福祉のまちづくり		
施策3-2-1　地域力を活かした防犯・防災対策の推進	・地域の防犯活動への支援 ・交通安全推進事業の推進 ・青少年指導員への活動支援 ・災害時要援護者避難支援制度の促進 ・自主防災組織への活動支援 ・防災訓練・避難訓練の実施	・緊急時における応援協定の推進 ・災害情報を伝達する仕組みの拡充 ・福祉避難所の体制整備 ・災害時多言語支援センターの設置 ・障がい者災害時支援バンダナの周知・啓発 ・消防団活動による地域防災力の向上
施策3-2-2　誰にとっても生活しやすい環境づくりの推進	・駅ホームドアの整備支援 ・歩道整備や視覚障害者移動用ブロックの設置 ・公共安全施設整備事業の実施 ・公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	・公共交通の利用促進 ・ノンステップバスの導入促進 ・福祉有償運送・生活サポート事業の利用促進 ・障がい者等への移動支援・ガイドヘルパー派遣事業等の充実
施策3-2-3　住まいや仕事に関する支援の強化・充実	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の運用 ・空き家対策事業の推進 ・グループホームの整備促進 ・有料老人ホームの整備促進 ・サービス付き高齢者住宅の整備促進 ・生活保護受給者等に対しての就労支援	・障がい者への就労支援の充実 ・農福連携の検討 ・シルバー人材センターへの支援 ・若年者等就職支援事業の推進 ・ハローワークとの連携

今後の予定

R6
- 「市民参加の取組（基礎調査）」の実施
- 「計画骨子」「施策体系」の検討、策定調書の照会

R7
- 「計画素案」の作成
- パブコメ・答申を踏まえ計画完成

		R5年度	R6年度											R7年度												R8年度
		1～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～5月
市民参加の取組	市民・団体アンケート調査																										
	団体・学生ヒアリング																										
	パブリックコメント																										
審議会	社会福祉審議会・全体会			●1【諮問】								今回				●2		次回								●3【答申】	
	地域福祉専門分科会	●1				●2				●3		●4						●5			●6				●7		
庁内体制	政策会議	●1																			●2						
	検討委員会			●1						●2		●3						●4			●5			●6			
	作業部会			●1					●2			●3					●4		●5					●6			
事務局			委託契約				計画骨子の検討		施策体系の検討			計画素案の作成									パブコメ準備・対応		計画修正案作成			計画最終案作成	印刷契約納品

計画素案の作成